

奄美市世界自然遺産に関する  
新たな財源創設検討委員会  
報告書

令和7年3月

奄美市世界自然遺産に関する  
新たな財源創設検討委員会

## 目次

第1 はじめに(検討にあたって) .....	1
第2 世界自然遺産に関する新たな財源検討の論点 .....	2
第3 新たな財源確保の必要性と確保された財源の使途 .....	3
1. 財源確保の必要性 .....	3
2. 新たな財源確保の目的と新たに確保する財源の使途 .....	11
第4 想定される新たな財源確保の方策 .....	12
第5 宿泊税徴収による新たな財源確保のための制度案について .....	16
1. 課税客体、納税義務者及び課税標準 .....	16
2. 特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限 .....	18
3. 税率(税額)、免税点 .....	19
4. 課税免除 .....	20
5. 課税見直し .....	21
6. 特別徴収交付金 .....	22
7. システム改修費整備補助金 .....	23
8. 新たな財源の名称 .....	24
第6 宿泊税徴収に関する懸念事項への対応 .....	25
第7 宿泊税徴収による新たな財源確保の方策に関する各委員からの意見・要望 .....	26
第8 終わりに(まとめ) .....	27
第9 奄美市世界自然遺産に関する新たな財源創設検討委員会について .....	29
1. 設置根拠 .....	29
2. 委員構成 .....	30

参考資料1 先行導入事例 調査資料

参考資料2 宿泊施設へのアンケート調査結果について

参考資料3 宿泊税に関する「関係者ヒアリング」概要

## 第1 はじめに（検討にあたって）

奄美市を含む「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」は、生物多様性が評価され、令和3（2021）年7月26日に世界自然遺産に登録され、奄美市では、世界に認められた奄美大島の生物多様性の質的向上を図ると同時に、その保全と活用を通して地域活性化を目指している。

観光においては、平成26（2014）年以降、LCCなど新規航空路線の就航が続いたことや、大型クルーズ船の寄港も増加したことにより来訪者は増加傾向にあったが、令和2（2020）年には新型コロナウイルス感染症の影響で人々の交流は停滞した。

しかしながら、世界自然遺産に登録されたことを契機に、来訪者が再び増加傾向となり、これまでの来訪者に加え、自然遺産を目的とした国内外からの来訪者が期待できることから、地域の活性化にむけた絶好の機会を迎えている。

奄美市においては、令和4（2022）年度に、世界自然遺産に登録されたことによる効果を最大化することを目的として、産業、自然、文化、芸能等に関する知識を有するコアメンバーで構成される奄美市世界自然遺産活用プラットフォームが設置され、当プラットフォームメンバーによる公民連携会議において、環境・文化など世界自然遺産価値を維持するための財源確保を目的として「法定外目的税導入の検討委員会設置」の提言がなされた。

その提言を受け、市においては、令和5（2023）年度に、奄美大島が有する世界自然遺産の価値を「人類共通の財産」として維持するため、地方自治体に求められる行政需要に恒久的に対応できる財源確保を幅広に検討するため、学識経験者、商工関係者、観光関係者等で構成する「奄美市世界自然遺産に関する新たな財源創設検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置した。

本検討委員会では、「世界自然遺産の価値」を高める取組を継続的に実施していくことで「来訪者の増加」の契機となり、「地域コミュニティの発展・活性化」につながり、「さらなる来訪者の増加」という好循環が生み出され、市の目指す将来像「自然・人・文化が紡ぐ しあわせの島」につながっていくという考えを念頭に、新たな財源導入の妥当性や種類、目的及び使途について議論を行い、導入済み自治体の状況把握・調査、宿泊事業者アンケートや関係者ヒアリングを参考に検討を行った。

## 第2 世界自然遺産に関する新たな財源検討の論点

本検討委員会では、はじめに、以下のように論点を整理した上で、世界自然遺産に関する新たな財源確保の必要性の有無、及び、その必要性が認められる場合において、新たな財源確保のために本市が導入すべき具体的な方策を検討することとした。

(1) 世界自然遺産登録によって増加する、あるいは増加することが見込まれる具体的な行政需要はどのようなものがあるか。

(2) 増加する行政需要はどのような要因(原因者)によるものか。

(3) 増加する行政需要は既存財源(市税や普通交付税)によって賄えるものか。

(4) 既存財源で賄えない場合、新たな財源としてどのようなものが想定されるか。

(5) 新たな財源の収納方法や収入額はどの程度が想定されるか。

(6) 新たな財源が「法定外目的税」の場合には以下の論点が想定される。

- ①徴収にかかるコストが税収に比べて過度に大きくならないこと。
- ②税の公平性の観点から、徴収漏れが生じないこと。
- ③税を徴収するにあたり、想定される納税義務者や特別徴収義務者の手間や時間的負担をできるだけ生じさせず、安全性を脅かさないこと。
- ④総務省の同意に係る処理基準(いずれかが該当すると認める場合を除き、同意しなければならないもの)の確認

①国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

②地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

⑤税率・税額については、増加する行政需要額に対して、過大とならないよう設定すること。

⑥来訪者や宿泊客を納税義務者とする場合、奄美大島訪問(観光)の満足度を低下させたり、過度な負担を生じさせたりしないように、納税義務者の理解を得られるような税率・税額を設定すること。

### 第3 新たな財源確保の必要性と確保された財源の使途

#### I. 財源確保の必要性

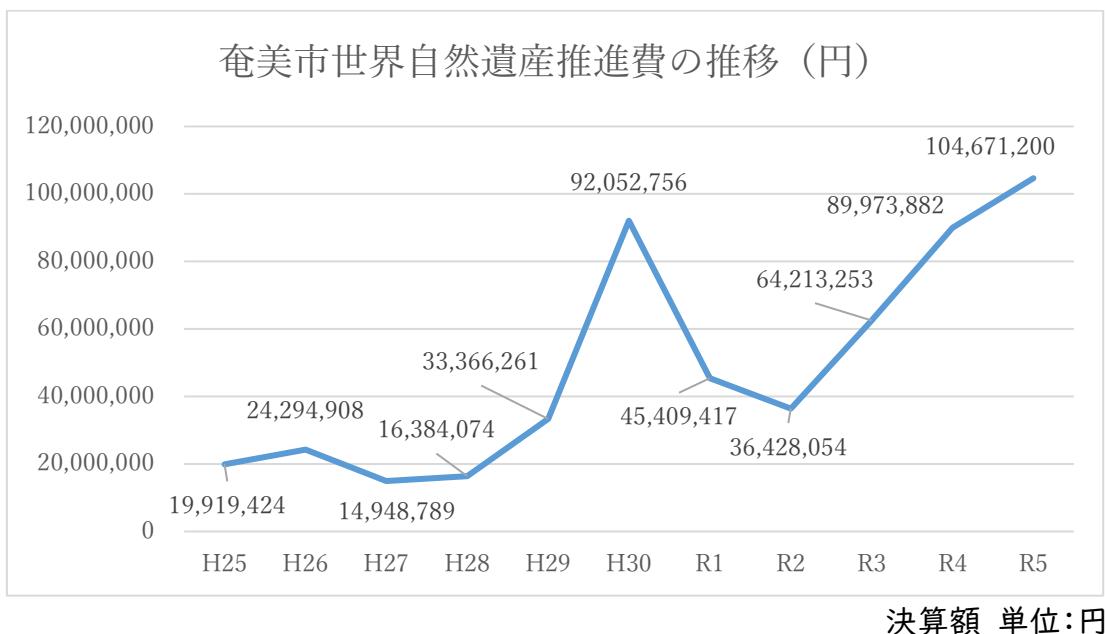
本検討委員会では、まず、「第2 世界自然遺産に関する新たな財源検討の論点」において示した(1)から(3)の論点を踏まえ、奄美市への来訪者の増加に伴って生じる行政需要に対応しつつ、世界自然遺産の価値を高める取組等を推進するために、新たな財源を確保する必要があるか否かについての検討を行った。

その結果を以下に示す。

(1) 世界自然遺産登録によって増加する、あるいは増加することが見込まれる具体的な行政需要

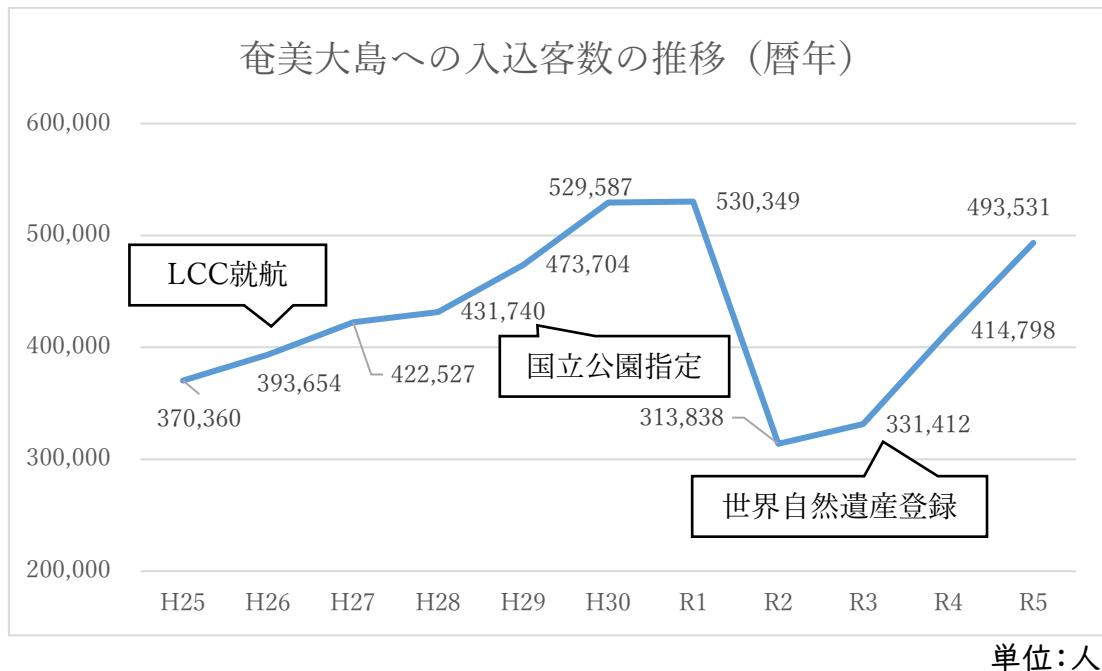
①平成 29 年 3 月に奄美群島は国立公園に指定され、令和 3 年 7 月に、その一部が世界自然遺産登録された。

②本市においては、平成 25 年度から「世界自然遺産推進費」として、各種環境保全事業（希少種盗採盗掘パトロール、外来種駆除、ロードキル対策、金作原・三太郎線周辺の維持補修管理費、ノネコ対策、サンゴ礁保全、ウミガメ保護など）や普及啓発事業（世界遺産センター運営負担金、啓発宣材作成など）を実施した。

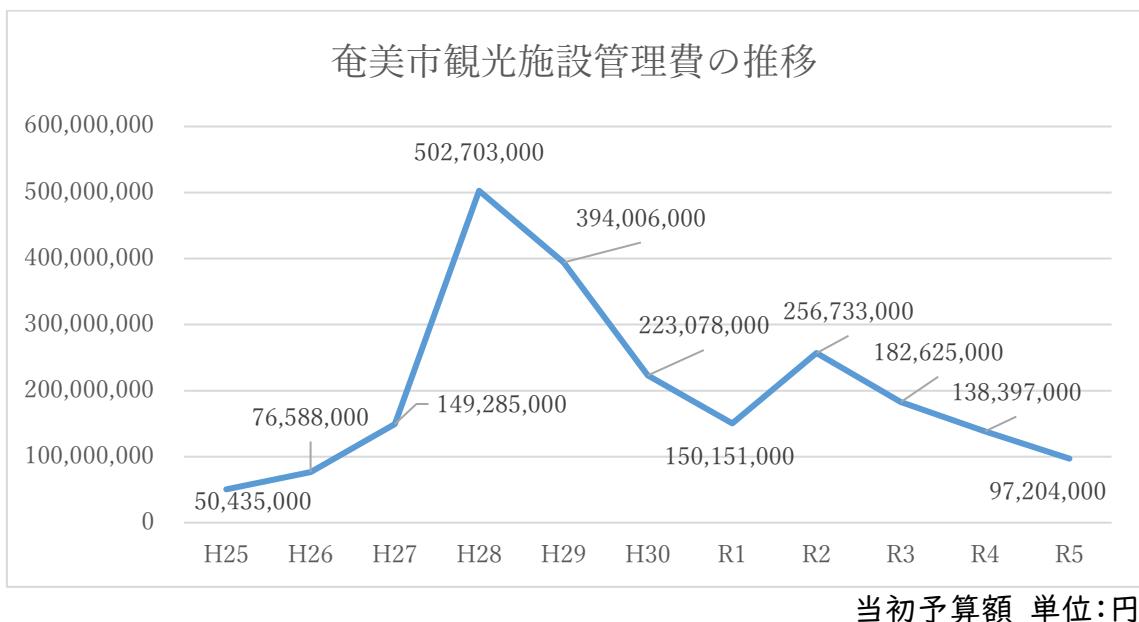
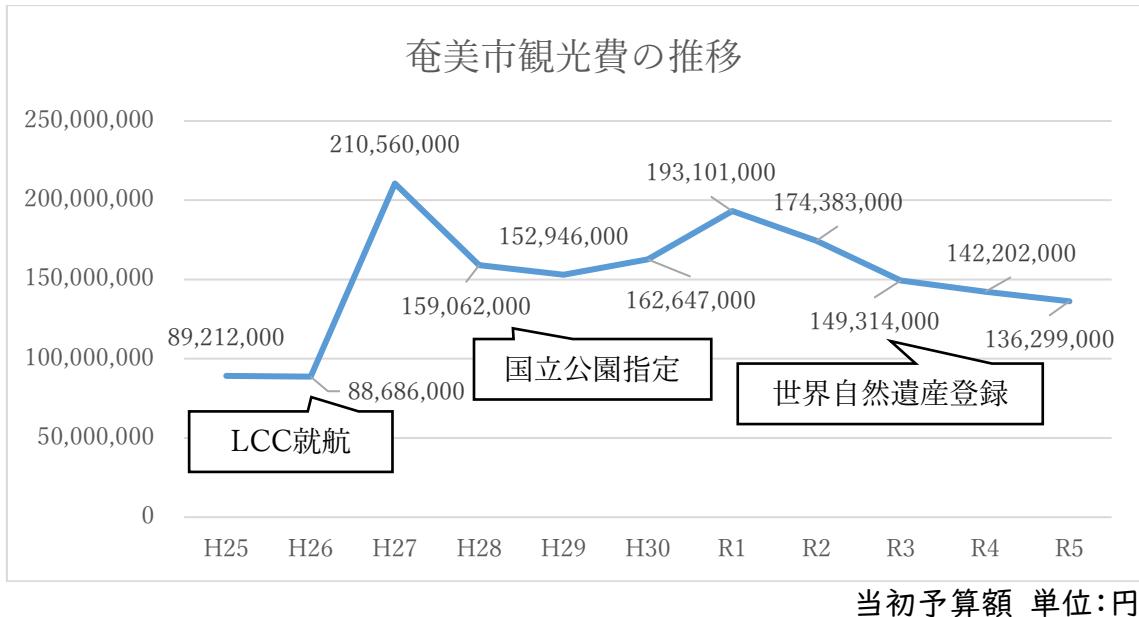


③環境保全事業と普及啓発事業は、世界自然遺産の価値を「人類共通の財産」として維持するために必要不可欠な事業であることから、今後も継続して実施していく必要性がある。

④奄美大島への入込客数については、平成 20 年代前半は 35~37 万人で推移していたが、平成 26 年 7 月の LCC 就航を契機に増加傾向に転じ、平成 29 年 3 月の国立公園指定後は 2 年連続で前年比 10% 増を記録、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下の令和 3 年 7 月の世界自然遺産登録を経て、令和 4 年から回復傾向となっている。



⑤奄美大島への入込客については、観光客やビジネス客だけに限らず、島民の移動や出身者の帰省もカウントされるが、国立公園指定や世界自然遺産登録後に増加した入込客はほとんどが観光客とビジネス客と想定される。この観光客等の増加に対応するための行政需要として、本市の一般会計予算の「観光費」や「観光施設管理費」「観光施設整備費」などが挙げられ、これら観光関連費用も今後の増加が見込まれる行政経費と位置付けられる。



## (2) 増加する行政需要の要因(原因者/受益者)

①環境保全事業のうち、希少種盗採盗掘パトロールの行政需要増加は、島内外への違法販売や鑑賞を目的と想定される盗採盗掘行為を要因とし、外来種駆除は島内外の人の往来が要因とされる。これらの原因者としては住民と島外からの来訪者のどちらもなり得る。

特に世界自然遺産核心地域であり、国立公園特別保護地区にも指定されている金作原など、自主ルールでオーバーツーリズム対策を実施しているエリアは、島外からの来訪者が多く訪れていることから、来訪者が増えることは外来種の侵入機会増加と、核心地域における生態系に悪影響を及ぼす可能性が高まる。

②ロードキル対策の行政需要増加は、アマミノクロウサギの個体数増加や生息域拡大のほか、人が夜間に車を走行する際にスピードを出し過ぎることも要因となっている。島外からの来訪者の増加によって、島内を走行するレンタカーも増加し、ロードキル数の増加につながるという指摘があるものの、夜間のスピードを出し過ぎる原因は来訪者に限ったこととは断定できないことから、住民と来訪者のどちらも原因者となり得る。

③金作原・三太郎線周辺の維持補修管理費は、奄美大島の希少野生動植物が観察できるエコツアーに参加する来訪者・住民とエコツアーガイドの来訪回数が行政需要増加の要因であるため、三者ともに原因者であり受益者である。

④ノネコ対策の行政需要増加は、住民の飼い猫の飼養が不充分であることが要因といえるが、ノネコによるアマミノクロウサギなど在来生物捕殺の対策という視点では、奄美大島の在来生物が観察できるナイトツアーを目的とする来訪者も、受益者と位置付けることができる。

⑤サンゴ礁保全やウミガメ保護の行政需要増加は、島内からの赤土流出や近海の漁業活動がサンゴ礁やウミガメの生息に影響を及ぼすという指摘があるものの、海水温の上昇やオニヒトデの発生、海洋プラスチックごみなど、住民の経済活動に限らず、島内外の様々な要因によるものと言える。一方でこれらの環境資源はダイビングやシュノーケリングなどの海洋レジャーに恩恵を与えることから、住民と来訪者のどちらも受益者と位置付けることができる。

⑥令和4年7月 26 日にオープンした世界遺産センターについては、世界自然遺産の価値をより多くの人々に理解・共感してもらう総合拠点として、環境省が施設整備を行い、運営協議会による運営経費を環境省と奄美大島5市町村で負担しており、負担額はこれまでほぼ定額で推移している。

普及啓発事業のひとつである負担金の行政需要増加は、展示物のリニューアルやセンターを拠点とした普及啓発イベント等が想定される。センターオープン当初から島外からの来訪者に限らず地元住民も多く来館していることから、住民と来訪者のどちらも受益者と位置付けられる。

奄美大島世界遺産センター来館者数の年度別推移			
R4 年度(7/26~)	R5 年度	R6 年度(2月末現在)	合計
97,708	138,987	117,642	354,337

単位:人

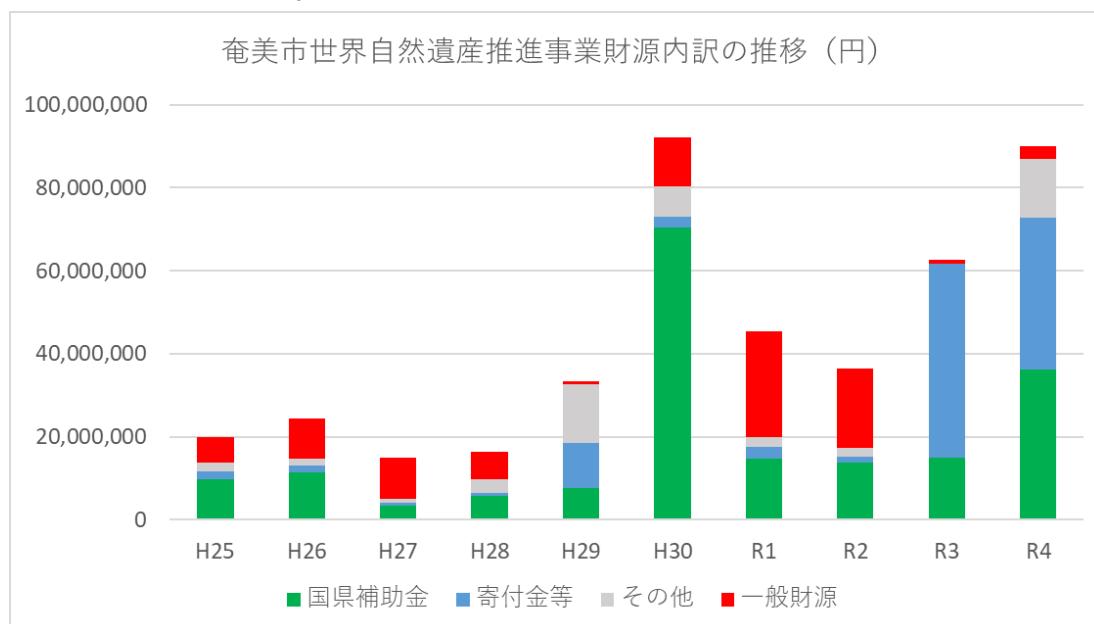
⑦普及啓発事業のうち啓発宣材作成については、オーバーツーリズム対策としての自主ルールやロードキル対策、希少種や外来種に関する情報について住民、来訪者に関わらず周知するものであり、情報の内容についても定期的に更新されることから、住民と来訪者のどちらも受益者と位置付けられる。

⑧観光費、観光施設関連費については、来訪者の観光満足度を高めるための団体ツアーや、学生スポーツ・ゼミ合宿、学生研修旅行への支援事業や、着地型観光メニュー造成、ユニバーサルツーリズム受入体制整備、首都圏での観光 PR・物産展開催、トップセールス事業、奄美海洋展示館・大浜海浜公園維持管理などを実施している。これらの行政需要増加は来訪者の入込増が要因となることから、来訪者が原因者、来訪者と地元観光事業者の両方が受益者と位置付けられる。

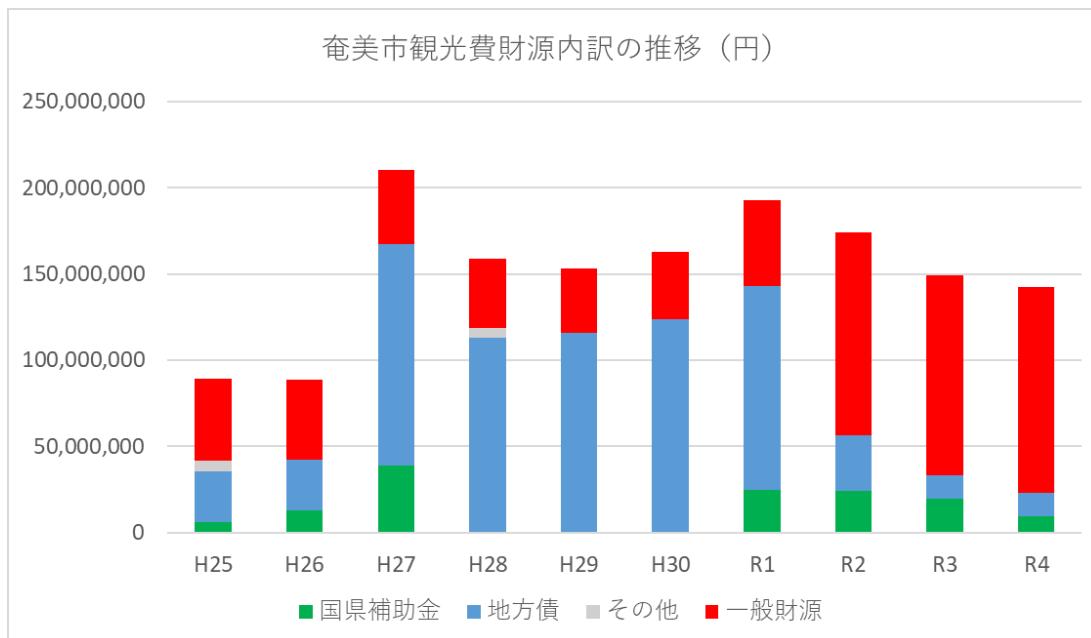
以上のことから、世界自然遺産の価値を「人類共通の財産」として維持するために必要な行政需要の要因としては地元住民や事業者に限らず、その価値を求めて奄美大島へ訪問する来訪者についても原因者であり、受益者であると言える。

### (3) 増加する行政需要と既存財源との関係性

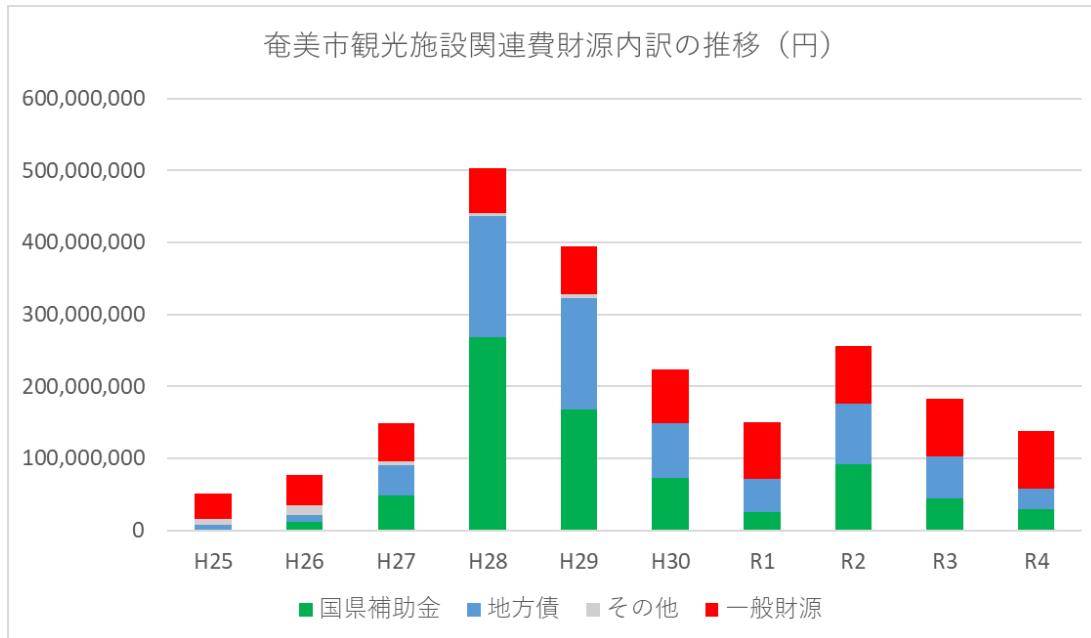
①世界自然遺産推進費の財源としては、平成 25 年度から現在まで国県補助金を活用しているほか、世界自然遺産登録後からはふるさと応援基金繰入金や企業版ふるさと納税などの寄付金を主に充当している。



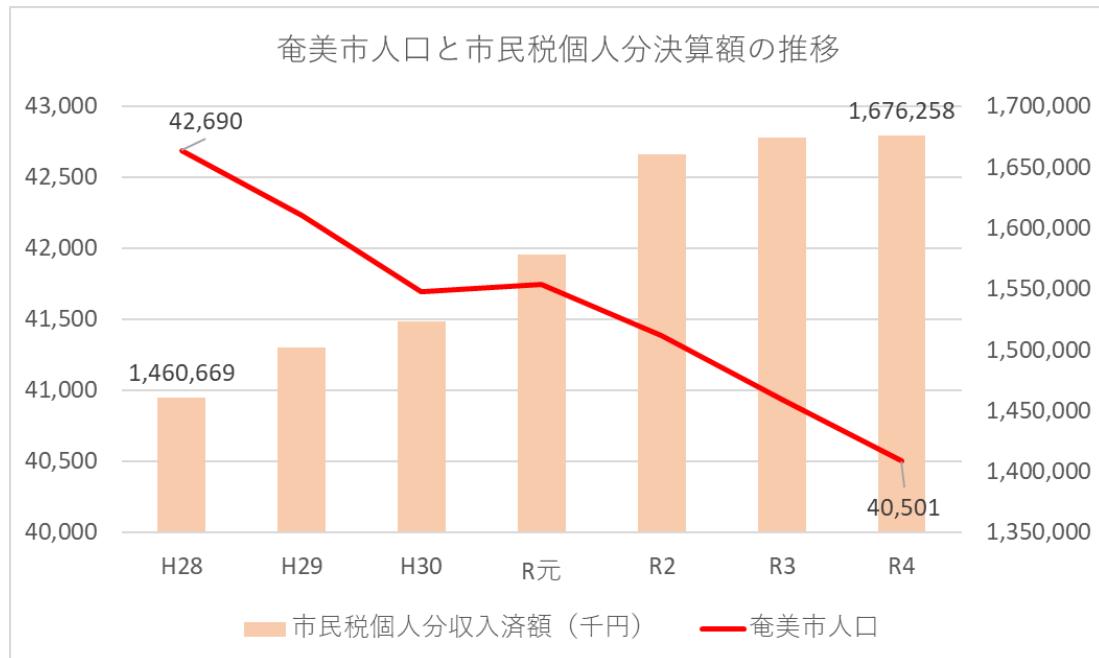
②観光費の財源としては、平成 27 年度から令和元年度までは航路・航空運賃低減事業等の財源としての地方債と一般財源が主となっており、近年はほぼ一般財源で占められている。



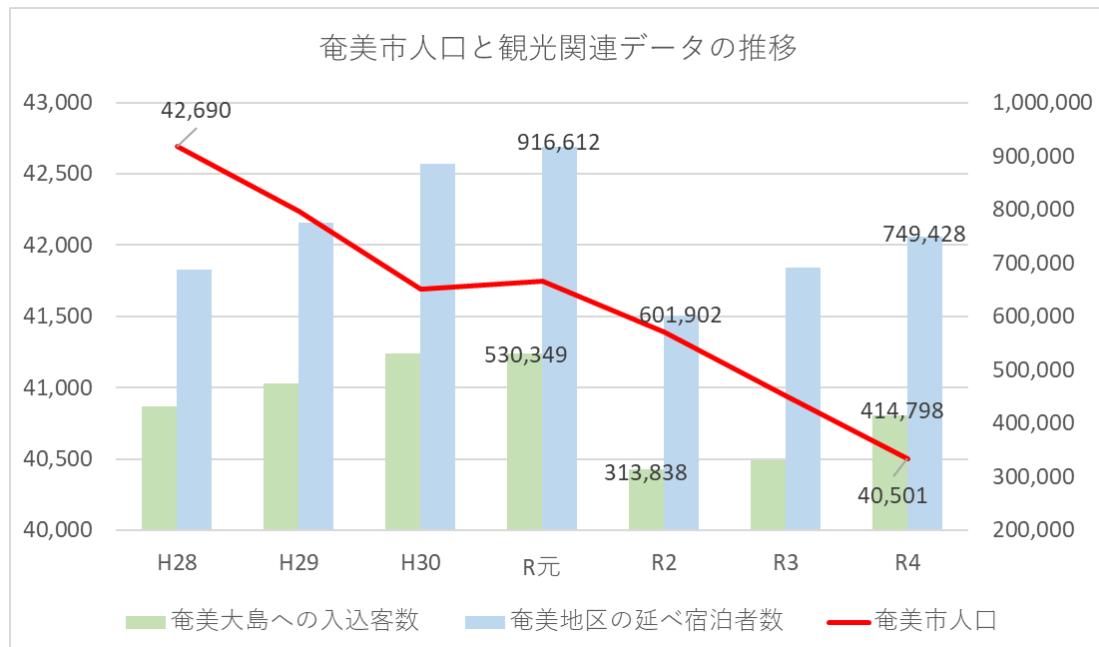
③観光施設関連費の財源としては、施設整備事業としての国県補助金や地方債が高い割合で占めており、通年で施設管理に伴う一般財源が充当されている。



④奄美市人口は減少傾向が続いている一方、市民税のうち個人分の決算額が増加傾向となっている。増加要因としては奄美市本庁建設工事や平田浄水場施設整備、自衛隊駐屯地設置などの大型公共投資による一時的な建設業の需要増加が想定されることから、今後は人口減少に伴って減少傾向に転じることが予想される。



⑤奄美市人口は減少傾向が続いている一方、観光関連データ（入込客数と述べ宿泊者数）はコロナ禍以降に回復基調に転じている。



以上のことから、増加する行政需要に対応するための既存財源として活用されてきた国県補助金や地方債、ふるさと応援基金の原資であるふるさと納税、企業版ふるさと納税については、引き続き所要額の確保に努める必要がある。特に環境保全活動に積極的な企業への企業版ふるさと納税の働きかけについては重点的に取り組むべきである。

しかしながら、世界自然遺産の価値を維持するための行政経費は、今後は経常経費的な位置付けとなってくることから、国県補助金の永続的な活用は困難になることが想定される。また、地方税をはじめとする一般財源に関しても、今後の人口減少を踏まえると安定的な財源とはいえない。

上記(1)から(3)の論点についての検討結果を踏まえると、世界自然遺産登録に伴う来訪者の増加による追加的行政需要(自然環境保全、観光)に対応するためには、奄美市として新たな財源を確保する必要がある。そして、この財源をもとに、奄美大島が有する世界自然遺産の価値を「人類共通の財産」として維持することに加え、幅広な視点で価値を高める取組みを継続的に実施することによって、来訪者の満足度向上と地域活性化の好循環を生み出すことができると考えられる。

したがって、本検討委員会としては、安定的かつ継続的にこうした財源を確保するために、行政需要の原因者であり、受益者である来訪者に対しても一定の負担を求めるのが妥当であると判断した。

## 2. 新たな財源確保の目的と新たに確保する財源の使途

「世界自然遺産の価値を高め、来訪者の満足度向上と地域活性化の好循環を生み出す」ことを目的として確保される世界自然遺産に関する新たな財源は、原則として、次の(1)から(5)に示す取組みの推進に係る新規事業及び既存事業の拡充に用いられるべきである。

### (1) 世界自然遺産の価値の向上・再生・共有・発信

#### 【具体例】

- ・外来種・盗掘・盗採、ロードキル対策の充実
- ・来訪者を含めた保全活動の推進による遺産価値の共有
- ・世界自然遺産の価値が伝わる情報発信

### (2) 来訪者、市民、観光事業者の満足度向上

#### 【具体例】

- ・街、道路、観光地等の環境美化
- ・エコツアーガイドの育成、利用促進にかかる取り組み
- ・島内交通手段の充実

### (3) 文化の継承・修復

#### 【具体例】

- ・集落での体験・観光コースの創設、集落案内ガイドの育成
- ・伝統文化や食文化の継承
- ・文化財関連施設の充実

### (4) 地域コミュニティの発展・環境教育による人材育成

#### 【具体例】

- ・子ども達の環境教育機会の創出
- ・他の世界自然遺産地域との交流などによる人材育成
- ・自然・文化体験機会の創出、魅力発信による自然・文化価値の共有

### (5) 持続可能な観光振興・観光地域づくり

#### 【具体例】

- ・受入体制の整備・充実
- ・観光人材の確保、育成
- ・観光施設、道路等の適正な整備・管理

## 第4 想定される新たな財源確保の方策

「第3 新たな財源確保の必要性と確保された財源の使途」において示したように、「世界自然遺産の価値を高め、来訪者の満足度向上と地域活性化の好循環を生み出す」ためには、この目的を実現するための事業を推進する必要があり、これに要する費用を賄うための新たな財源の確保が必須となる。

そこで、本検討委員会では、「第2 世界自然遺産に関する新たな財源検討の論点」において示した(4)から(6)の論点を踏まえつつ、「入島税」や「環境協力金」、「宿泊税」等の幅広い選択肢を念頭において、新たな財源確保の方策について議論を行った。

導入すべき財源確保の方策を検討する上で、本検討委員会では、全国自治体の先行事例をはじめ、竹富町訪問税(仮称)、あまみ大島観光物産連盟の環境文化協力金実証事業、雲仙仁田峠循環道の協力金、環境省の奄美市道三太郎線周辺における持続可能な運用体制の検討のための支払意思に関するアンケート調査結果などを調査したうえ、その情報を共有した。

また、入島税を想定した場合に特別徴収義務者になりうる事業者である日本航空のほか、観光事業者や宿泊事業者、新たな財源導入済み自治体へのヒアリングなどによって得られた各方面の意見も参考にして、新たな財源確保のために、本市において導入すべき具体的な方策について検討を行った。

◎高い ○やや高い △やや低い ×低い

方策	名称	概要	安定性・継続性	備考(徴収方法によるメリット・デメリット、その他参考事項)
入域税	竹富町訪問税(仮称) ※導入検討中	<p>【目的】 原因者負担の考え方に基づき、来訪者に対応するための標準以上の行政サービスに対応するための費用について、それらの行政需要を発生させる原因となっている来訪者に負担を求める</p> <p>【徴収方法】 特別徴収。石垣島と竹富町の各島間の旅客運送事業者を特別徴収義務者として運賃に上乗せして税の徴収を行う。</p> <p>【税額・税率】 1回入域あたり1,000円</p>	◎	<p>【メリット】 ・徴収に強制力があるため、安定的・継続的な収入が見込める。</p> <p>【デメリット】 ・受益と負担の関係性がやや弱い。 ・特別徴収義務者の運営コスト増が考えられる。</p> <p>【参考事項】 ・竹富町は島内に他自治体はない。 ・奄美大島は、5市町村で構成されており、来訪者が必ずしも奄美市を訪れるとは限らない。 ・奄美大島において航空代金へ上乗せする場合、日本航空によると、奄美市を目的とした来訪者が判別することは困難。多額なシステム改修費用が必要となる。</p>

協力金	雲仙 仁田峠 循環道 協力金	<p><b>【目的】</b> 雲仙仁田峠の美しい豊かな自然環境を維持保全するため。</p> <p><b>【徴収方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前予約の際に協力金をセットで徴収(クレジット)</li> <li>・未予約者は入口で人による徴収(現金)</li> </ul>	○	<p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者と負担者の関係性が強い。</li> <li>・条例や総務大臣の同意がないため、比較的導入しやすい。</li> </ul> <p><b>【デメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払いは任意であるため、徴収の安定性に欠ける。</li> <li>・安定性・継続性の確保には、人員配置が必要となりコストがかかる。</li> </ul> <p><b>【参考事項】</b> 雲仙市道ではあるが、一方通行と夜間通行止めを行っている。夜間は入口と出口のゲートを施錠している。</p>
	環境文化協力金 (あまみ 大島觀 光物產 連盟:実 証事業)	<p><b>【目的】</b> 協力金の導入に向け、徴収方法、キャッシュレス決済のシステムを構築し、システムの有効性、観光客の反応、環境文化協力金への理解度を検証することを目的として、2022 年度実施。観光庁の実証事業「日本版持続可能な観光推進モデル事業」</p> <p><b>【徴収方法】</b> QR コード</p>		<p><b>【実証事業の結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄付金額は想定額を下回った。</li> <li>・寄付行為のできる QR コード決済の種類が少ない。</li> <li>・観光客から認知されなかった。</li> <li>・共感は得られても行動には結びつかなかった。</li> <li>・任意の寄付依頼への限界がある。</li> </ul>
協力金(実証事業アンケート調査)	負担金 協力金 (環境省 支払意 思に関 するアン ケート調 査)	<p><b>【調査目的】</b> 奄美市道三太郎線周辺における持続可能な運用体制の検討のための支払意思に関するアンケート調査 税金等を想定した「強制的な負担金」と協力金等を想定した「任意の負担金」の2つの仮想シナリオで調査を実施</p>	-	<p><b>【調査結果を踏まえた検討を進める際の留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額は、想定する徴収率/協力率に応じて設定する。</li> <li>・地元利用者への配慮の方法を検討する。</li> <li>・強制的な負担金に比べて任意の負担金の方が、反対意見が多くなることが懸念される。</li> <li>・支払方法は、予約時のオンライン決済を主とすることが有効と考えられる。</li> </ul>
	宿泊税 (俱知安 町)	<p><b>【目的】</b> 世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。</p> <p><b>【徴収方法】</b> 宿泊事業者による特別徴収</p> <p><b>【税額・税率】</b> 宿泊料金の 2%</p>	◎	<p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収に強制力があるため、安定的・継続的な収入が見込める。</li> </ul> <p><b>【デメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益と負担の関係性がやや弱い。</li> <li>・特別徴収義務者の運営コスト増が考えられる。</li> </ul> <p><b>【参考事項】</b> 税率を定率制とした理由 ・「宿泊人数に応じた一人当たりの宿泊料金の算出」という特別徴収義務者の徴収手続の簡素化。 ・宿泊事業者からの「定率」での要望 ・法定外税に係る有識者会議における定率制導入同意</p>
宿泊税	宿泊税 (京都市)	<b>【目的】</b> 国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要す	◎	<p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収に強制力があるため、安定的・継続的な収入が見込める。</li> </ul>

		<p>る費用に充てるため。</p> <p>【徴収方法】 宿泊事業者による特別徴収</p> <p>【税額・税率】 宿泊料金に応じて、200 円、500 円、1,000 円</p>		<p>【デメリット】 ・受益と負担の関係性がやや弱い。 ・特別徴収義務者の運営コスト増が考えられる。</p> <p>【参考事項】 税率は市で決定。以下の視点から総合的に判断 ・応益負担：入洛客の受益に見合った負担を広く分かち合うとの性格から「広く薄く」負担を求める。 ・応能負担：一方、高額な宿泊料金の宿泊客については、その負担能力に見合った負担を求める。 ・シンプルな制度設計：宿泊料金区分をシンプルなものとすることで、季節や曜日等による宿泊料金の変動の影響も少なくなり、事業者の負担も軽減することができる。 ・税収確保</p>
	宿泊税 (長崎市)	<p>【目的】 都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。</p> <p>【徴収方法】 宿泊事業者による特別徴収</p> <p>【税額・税率】 宿泊料金に応じて、100 円、200 円、500 円</p>	◎	<p>【メリット】 ・徴収に強制力があるため、安定的・継続的な収入が見込める。</p> <p>【デメリット】 ・受益と負担の関係性がやや弱い。 ・特別徴収義務者の運営コスト増が考えられる。</p> <p>【参考事項】 ・宿泊税を活用した取組みなどにより訪問客の利便性・満足度・再訪意欲の向上につながった。 ・税導入後の宿泊事業者の反応として、徴収・申告は問題なく行えているとの声をいただいている。 一方、宿泊税でどんな事業を実施して、どういう効果があったか分かりやすく説明してほしい、等の意見があった。</p>
その他	プリステイン・パラダイス環境税 (パラオ)	<p>【目的】 パラオ国家海洋保護区法にて制定され、環境保護を目的としてパラオへの旅行者に対するプリステイン・パラダイス環境税 (PPEF) を徴収</p> <p>【徴収方法】 航空券の代金に上乗せする形で徴収</p> <p>【税額】 100 ドル</p>	◎	<p>【メリット】 ・徴収に強制力があるため、安定的・継続的な収入が見込める。</p>

これらの先行事例、実証実験の結果や、関係業界等へのヒアリングによって得られた情報等を踏まえると、現状では、入域(島)税または任意の協力金を徴収することによって新たな財源を確保するには次のような課題があると考えられる。

- ①奄美市への来訪者は航空機または船舶を用いるところ、入域税については具体的な徴収方法を構想することが容易ではなく、また、特に航空運賃にこれを上乗せする方法による場合には、航空会社のシステム改修に巨額の費用を要する。
- ②奄美大島は1市4町村で構成されており、本島来訪者は必ずしも奄美市のみを訪問するわけではない。
- ③任意の協力金では、安定的な財源確保は困難である。

そこで、本検討委員会においては、わが国における先行事例も多く、来訪者の公平な負担方法をより構想しやすい、法定外目的税である宿泊税の徴収による新たな財源確保の方策を中心に検討することとした。

このように、本検討委員会では宿泊税の徴収を検討することとしたが、将来における、入域（島）税、協力金の徴収等、他の財源確保の方策についての検討を排除するものではない。本市においては、先行事例や海外の事例等を参考に、これらによる財源確保の方策についても、引き続き検討することが望まれる。

## 第5 宿泊税徴収による新たな財源確保のための制度案について

前述したような検討結果を踏まえ、本検討委員会では、世界自然遺産に関する新たな財源確保の方策として法定外目的税である宿泊税を徴収することとし、その具体的制度案についての議論を行った。その結果をもとに、本市において導入が望まれる宿泊税徴収による新たな財源確保のための具体的な制度案を以下に示す。

### I. 課税客体、納税義務者及び課税標準

#### ○課税客体（課税の目的となるべきもの）

奄美市内に所在する、次の事業に係る宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為

- ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）

#### ○納税義務者

- ・宿泊施設への宿泊者

#### ○課税標準（租税を賦課する目的となる課税対象）

- ・宿泊施設への宿泊数

#### <考え方>

- ・宿泊者が享受する行政サービスはホテルや旅館、簡易宿所等の宿泊施設間で大きな違いがないと考えられるため、公平性の観点から全ての宿泊施設への宿泊を対象とする。
- ・宿泊数が多いほどその行政サービスを受ける回数も増える。公平性の部分からも宿泊数を課税標準とする。
- ・宿泊事業者の徴収事務負担軽減の観点からできるだけ簡素な制度が望ましい。

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市
施行年月	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月	令和6年11月	令和7年1月
課税客体 (宿泊税の課税対象となる行為)	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為  ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所  ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為  ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所  ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為  ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所  ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊)	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為  ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所  ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為  ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所  ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為  ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所  ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為  ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所  ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為  ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所  ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	長崎市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為  ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所  ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	二セコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為  ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所  ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	常滑市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為  ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所  ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
納稅義務者	上記施設への宿泊者	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
課税標準	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左	上記施設への1人、1部屋又は1棟の宿泊料金	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左	同左	同左

### <委員からの主な意見>

- ・事業者の事務負担を考えると宿泊1回あたりがいいのではないか。
- ・宿泊1回あたりとすると、複数泊で別のホテルに宿泊する場合、前のホテルで課税したことを証明する手間がかかり、事業者の負担にならないか。
- ・制度はシンプルなほうがいいが、財源がどれぐらい必要かというところから考えた方が良い。
- ・1泊あたりで課税をするというのが簡便。最終的に集計時に宿泊数と金額が一致しやすい。
- ・その地域の経済効果というところも考えると、泊数を伸ばしていくことが目標であると思う。今後、そのデータをしっかり把握し、分析して観光政策や観光振興に活かしていくことが非常に重要。そのためにも、宿泊数のデータは非常にいい。簡便でわかりやすい。分析の観点からも有用と思う。
- ・宿泊税の導入の目的というのは、行政サービスを享受する場合があるということで、宿泊数が多いほどその行政サービスを受ける回数も増える。公平性の部分からも宿泊数がよい。

## 2. 特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限

### ○特別徴収義務者

- ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者
- ・宿泊税の徴収について便宜を有する者

### ○徴収方法

特別徴収：

特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。

### ○申告期限

毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入

※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能

#### <考え方>

- ・宿泊者が個別に宿泊税を申告し、納付することは実務上困難である。
- ・他先行導入自治体と同様に、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法が適当とした。

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・宿泊施設の宿泊者（旅館・ホテル等及び民泊） ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
徴収方法	特別徴収特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊税を徴収し納税する。	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

前12月120万円以下等 前12月120万円以下等 前12月240万円以下等 前12月120万円以下等 前12月360万円以下等 前12月240万円以下等 前12月180万円以下等 前12月180万円以下等 前12月240万円以下等 前12月240万円以下等 前12月240万円以下等 前12月120万円以下等

#### <委員からの主な意見>

- ・特別徴収義務者の負担がない制度設計とすべき。
- ・徴収の手間についてデジタル技術で乗り越えていくという研究は必要。

### 3. 税率(税額)、免税点

#### ○税率(税額)

定額 200 円

#### ○免税点

免税点は、設けない。

#### <考え方>

- ・宿泊事業者の徴収事務負担軽減の観点からできるだけ簡素な制度が望ましい。
- ・宿泊者が享受する行政サービスは宿泊料金により大きな違いがないと考えられるため、公平・簡素な制度という観点から定額とし、免税点は設けないことが妥当とした。

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市 県税(50)含み		長崎市	ニセコ町	常滑市
							一人一泊につき	同左			
税率	一人一泊につき	同左	同左	同左	一部屋、一棟の宿泊料金につき	一人一泊につき	同左	同左	同左	同左	同左
100,000円以上											
50,000円以上~100,000円未満	200	300	1,000	500			500		500	2,000	
20,000円以上~50,000円未満			500						1,000		
15,000円以上~20,000円未満		200							500		
10,000円以上~15,000円未満	100	100		200	200	2%	200		200	200	
7,000円以上~10,000円未満			200					200			
5,000円以上~7,000円未満	0	0		0				200			
5,000円未満				0					100	(当分の間、5,001円未満100円)	200
令和4年度決算額(一部見込み)	16億円	11億円	30億円	8億円	2億円	13億円	19億円	3億円	4億円	R6.11施行 1.6億見込	R7.1施行 2億円見込
免税点	1万円未満	7千円未満	なし	5千円未満	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

#### 7. 今後導入が検討されている宿泊税(一部)

R7.1時点

課税団体	北海道	函館市	宮城県	仙台市	熱海市	松江市	沖縄県
税名称	宿泊税	宿泊税	宿泊税	宿泊税	宿泊税	宿泊税	宿泊税
特別徴収義務者	宿泊事業者						
徴収方法	特別徴収						
税率	一人一泊につき						
100,000円以上	500	2,000	300	300 仙台市分200円 宮城県分100円	200	200	2% 上限2,000円
50,000円以上~100,000円未満		500					
20,000円以上~50,000円未満	200	200					
6,000円以上~20,000円未満	100	100	0	0	200	200	※県と併せて市町村 が宿泊税を課す場合 県税: 定率0.8% (税額800円上限) 市町村税: 定率1.2% (税額1,200円上限)
5,001円以上~6,000円未満							
3,000円以上~5,001円未満							
3,000円未満							
税収想定	45億円	4億円	11億円	13億円	6億円	3億円	78億円
免税点	なし	なし	6,000円未満	検討	なし	5,000円未満	

#### <委員からの主な意見>

- ・宿泊事業者の徴収事務負担軽減の観点からできるだけ簡素な制度が望ましい。
- ・一定額まで定額、それ以上は定率という組み合わせの考え方も。
- ・ワンコイン 500 円という考え方もあるのでは。
- ・ホテルはハイシーズン、オフシーズンによって金額が変化することもあることから定額がよい。
- ・先行導入自治体事例の名だたる観光地で 100 円、200 円から始まっているが、奄美がスタートで 500 円を設定すると同意を得るのは難しいと思う。
- ・長期滞在で泊数が増えれば、それだけ負担が増える。できるだけ宿泊費を抑えようと、非常に低価格の宿泊所に宿泊をされても、だんだんその負担が大きくなっていくということにもなりかねないので、その負担感とのバランスも考えていく必要がある。
- ・これから色々な環境整備っていうのが始まることを考えると、やはりそれなりの財源が必要だということが考えられる。
- ・高価格帯の宿に泊まる方は、昨今のラグジュアリートラベルやサステナブルツーリズムの大きな流れを受けて地域に貢献したいと思っていて、出したいという人が多い傾向。一方で、学生等安い価格帯で泊まる方っていうのは、なるべく負担を軽減してあげた方がいいと思う。
- ・奄美市の宿泊の現状を考えた時に、アンケートによると一泊あたりの宿泊料金が安い、高くとも 1 泊 1 万円程度が多いので 200 円程度が妥当ではないか。

#### 4. 課税免除

- ・災害時の避難による宿泊を対象とする。
- ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊を対象とする。(ウィーン条約による)

#### <考え方>

- ・宿泊事業者の徴収事務負担軽減の観点からできるだけ簡素な制度が望ましい。

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市
							県税 (50) 合み				
課税免除			修学旅行生等 (幼児、児童、 生徒、学生、引 率者)		・修学旅行生等 (幼児、児童、 生徒、学生及び 引率者)  ・倶知安町内で 職場体験を行う 中学校、高校、 大学、高等学 校、専修学校の 生徒又は学生			・修学旅行生等 (児童、生徒並 びに引率者)  ・部活動等とし て、宿泊を伴う スポーツ大会、 文化大会に参加 する児童、生徒 並びに引率者			
	外国大使等の任 務遂行に伴う宿 泊	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

7. 今後導入が検討されている宿泊税（一部）  
R7.1時点

課税団体	北海道	函館市	宮城県	仙台市	熱海市	松江市	沖縄県
課税免除	修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者	<ul style="list-style-type: none"> <li>修学旅行その他の学校行事に参加する者および引率者</li> <li>学校教育の一環とみなされる各種大会に参加する者および引率者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程内の教育活動（修学旅行等）及び部活動</li> <li>保育所及び認定こども園等における活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程内の教育活動（修学旅行等）及び部活動</li> <li>保育所及び認定こども園等における活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学生以下</li> <li>修学旅行生等</li> <li>市長が災害などにより避難が必要と認めた人</li> </ul>	修学旅行生等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 修学旅行その他の学校行事に参加する者及びその引率者</li> <li>(2) 学校に相当する外国の教育施設等が沖縄県に所在する学校の学生等と交流を行うことを目的に実施する旅行に参加しているもの又はこれらの方を引率する者</li> </ul>

<委員からの主な意見>

- 修学旅行は、自然環境維持に経費が必要という教育の材料として使える、自然保護の醸成にもつながると考えられるため免除しないでよいのではないか。
- 細かい例外を作ると、特別徴収義務者の負担が大きくなる。
- 制度はシンプルなほうがいい。
- 宿泊税徴収に係る制度設計にあたっては、長期通院者の宿泊の負担軽減に配慮して欲しい。
- 基本的には災害対応のみを課税免除の対象としたほうがよいのではないか。

## 5. 課税見直し

### 条例施行後5年を目途に見直し

<考え方>

- 社会経済情勢の変化等も勘案し、一定期間で見直すことが望ましい。

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	ニセコ町	常滑市
施行年月	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月	令和6年11月	令和7年1月
条例記載	条例施行後5年ごと	条例施行後5年ごと	条例施行後5年ごと	条例施行後5年ごと	条例施行後5年ごと	条例施行後3年、その後5年ごと		条例施行後3年、その後5年ごと	条例施行後3年ごと	条例施行後5年ごと	条例施行後3年、その後5年ごと

<委員からの主な意見>

- 時間が経ったら見直しは必要。何年ごとに実施するかについては、検討が必要。IUCN勧告の報告に合わせながら設定していくことは大事と思う。
- 大きな見直しは3年から5年の間でどうか。
- 1年間の事業を振り返って、事業が有効活用されているのかどうかを毎年見直すことも必要

## 6. 特別徴収交付金

納付された金額の 2.5%

### <考え方>

・特別徴収義務者として宿泊事業者を指定した場合、宿泊税の徴収に係る新たな事務負担や経費負担を課すことになるため、先行導入自治体では宿泊税の納入額に応じて交付金を支給している。本検討委員会としても事務支援金の率の妥当性について精査を行った上で決定する必要があると考える。

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市
施行年月	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月	令和6年11月	令和6年12月
名称	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収事務報奨金	特別徴収事務交付金	特別徴収義務者報奨金
交付額	納付された金額の2.5% (導入から5年間は特例措置とし+0.5%)	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.0% (導入から5年間は特例措置とし+0.5%)	納期内納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置とし+0.5%)	納期内納入額の2.5% ※令和5年度までに上記に申告納入1月につき1,000円を加算。 ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.0% (導入から5年間は特例措置とし+0.5%)	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5% ※令和5年度までに上記に申告納入1月につき1,000円を加算。 ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.0% (導入から5年間は特例措置とし+0.5%)	納期内納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置とし+0.5%)	納期内納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置とし+0.5%)	納期内納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置とし+0.5%)	納期内納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置とし+0.5%)	納期内納入額の5.0% 【交付上限額】 100万円	納期内納入額の2.5% 【交付上限額】 200万円 【交付上限額】 前期、後期それぞれ50万円

### <委員からの主な意見>

・経費は、交付金を使って特別徴収義務者の負担がない形を。  
・率(金額)については、今後の事業者等々の説明会を通して、増額が必要であれば検討していただきたい。

## 7. システム改修費整備補助金

1施設 50 万円まで全額補助し、50 万円を超える部分については、その2分の1を補助する（上限 100 万円）。

【整備対象例】※宿泊税導入に係る整備に限る。

- ・レジシステムの改修・整備
- ・ソフトウェアの購入
- ・パソコン、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合
- ・POSレジ、宿泊税用券売機

### <考え方>

宿泊税の徴収にあたり、宿泊事業者によっては新たにシステムの改修・整備費用が発生することから、徴収に係る費用負担を軽減するため、改修・整備費用への助成を設けることが必要と考える。

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	併用安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市
名称	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	長崎市宿泊税システム整備費補助金	二セコ町宿泊税導入対応支援交付金	常滑市宿泊税システム整備費補助金
目的									宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、宿泊税特別徴収義務者申告書を提出していただいた方を対象に既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入費用の一部を補助	宿泊税を円滑に導入し、持続可能な観光振興を図っていくため	宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入費用の全部又は一部を補助
補助の内容									①補助率・限度額 ・補助率 2分の1 (千円未満切捨て) ・補助限度額 50万円 ②補助対象経費 宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費（消費税及び地方消費税を含まない）	①交付金の額 施設規模（客室数に応じて区分）に応じて設定 5部屋未満：5万円～ 100部屋以上100万円 ②交付金の使い道に制約なし	①補助額・限度額 (1) 50万円まで全額補助 (2) 50万円を超える部分は2分の1補助 ※ただし、(1)と(2)合わせて補助額100万円を限度とする。 ②補助対象経費 宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修や新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェア等の購入など

【整備対象例】※宿泊税導入に係る整備に限る。  
・レジシステムの改修及び構築  
・ソフトウェアの購入  
・PC、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器（※プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器は、印刷或いはスキャン機能を主とし、一般的にプリンター、スキャナー、複合機と呼称される製品が対象となる。）  
・POSレジ、モバイルPOSレジ、宿泊税用券売機

【補助対象例】※宿泊税導入に係る整備に限る。  
・レジシステムの改修及び構築  
・ソフトウェアの購入  
・PC、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器の購入  
・POSレジ、モバイルPOSレジ、宿泊税用券売機の購入  
・複合機（改修や構築に伴うもの）  
【補助対象外例】  
・クラウドの月額・年額使用料や保守料  
・リース、レンタル契約のソフトウェアやハードウェア  
・人件費、交際費、交通費、宿泊費、飲食費  
・その他の（社会通念上公金で購入することがふさわしくない経費）

### <委員からの主な意見>

- ・経費は、補助金を使って特別徴収義務者の負担がない形を。
- ・システム改修費用も制度に盛り込む。
- ・システム改修補助金の補助率は検討が必要
- ・事業者負担を限りなくゼロとする方向で検討を。
- ・金額については、今後の事業者等々の説明会を通して、増額が必要であれば検討していただきたい。

## 8. 新たな財源の名称

宿泊税とする。

### <考え方>

- ・名称は宿泊行為に課税することから宿泊税を提案する。愛称をつける場合には、趣旨、目的をきっちりと説明をすることが望ましい。

### <委員からの主な意見>

- ・奄美市全体で、こうした制度を導入して世界自然遺産のことはもちろん、地域コミュニティの発展のためにも活用する財源ということを浸透させるために、例えば小学生に公募するとかはどうか。
- ・使途が伝わる名称、親しみやすい名称が望ましい。
- ・宿泊行為に課税することから、宿泊税がシンプルでよい。趣旨はしっかり説明書きのところで担保しておけばよい。

○各検討項目における要件の本検討委員会案をまとめると次のとおりである。

項目	要件
課税客体	奄美市内に所在する、次の事業に係る宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"><li>・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所</li><li>・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）</li></ul>
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"><li>・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者</li><li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li></ul>
徴収方法	特別徴収：特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能
税率（税額）	一人一泊につき 200 円
免税点	なし
課税免除	災害による避難、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
見直し期間	条例施行後 5 年を目途に見直し
特別徴収交付金	納付された金額の 2.5%
システム改修費 整備補助金	1 施設50万円まで全額補助し、50万円を超える部分についてはその2分の1を補助（上限100万円）
名称	宿泊税

## 第6 宿泊税徵収に関する懸念事項への対応

宿泊事業者等に対するヒアリングや本検討委員会の議論において、宿泊税の徵収に対して、いくつかの配慮すべき事項や懸念事項が指摘された。そこで、本検討委員会として、これから、本市が宿泊税徵収に係る具体的制度設計を行う場合には、以下に掲げる事項について十分に考慮するよう要請することとした。

1. 宿泊税の特別徵収義務者である宿泊事業者の合意が不可欠であるとの指摘があったことを踏まえ、宿泊税徵収に係る制度設計にあたっては、その課税要件、これによって得られる財源の使途、その利用によって期待される効果についての丁寧な説明や対話を通じて、宿泊税徵収について宿泊事業者の十分な理解を得ること。
2. 制度はシンプルなものが望まれるとの指摘があったことを踏まえ、本検討委員会では、課税の公平性・簡易性を確保する観点から、税額を定額として免税点は設定せず、課税免除についても必要最小限の範囲に留める制度案を策定した。よって、こうした制度案策定の考え方を基本とした宿泊税徵収に係る制度設計を行うこと。
3. 宿泊施設の人手不足に配慮すべきであるとの指摘があったことについて、本検討委員会では、特別徵収義務者となるすべての宿泊事業者等が、宿泊料金とともに宿泊税を徵収するためのホテルシステム等を導入することが可能であることを確認した。したがって、宿泊税徵収に係る制度設計にあたっては、人的負担を軽減するために、ホテルシステム等を運用するためのデジタル環境整備や、既存のシステム改修を行う宿泊事業者等に対して、本市が必要な支援を行うことを盛り込むこと。
4. 宿泊施設の費用負担を軽減すべきであるとの指摘があったことを踏まえ、本検討委員会では、宿泊税徵収事務に係る経費負担を軽減するため、宿泊事業者等に対するシステム整備・改修に係る特別徵収交付金や補助金の交付を盛り込んだ制度案を策定した。よって、こうした制度案策定の基本的な考え方を基本とした宿泊税徵収に係る制度設計を行うこと。
5. 使途の明確化が必要であるとの指摘があったことを踏まえ、本検討委員会が提示した具体例を参考に、宿泊税徵収によって確保した財源の具体的な使途を明確にするとともに、宿泊税に関する十分な情報発信、及び宿泊税徵収によって確保した財源を用いて実施された事業の効果検証を確実に実施すること。

## 第7 宿泊税徴収による新たな財源確保の方策に関する各委員からの意見・要望

本検討委員会における、世界自然遺産に関する財源確保の必要性や、その手段としての宿泊税徴収による新たな財源確保のための制度案策定に関する締めくくりの議論においては、各委員から、次のような意見や要望があった。以下に列挙する事項についても、「第8宿泊税徴収に関する懸念事項への対応」に記述した要請事項とあわせて、本市における宿泊税徴収に係る制度設計にあたって考慮していただくよう要請する。

- (1) 奄美市のみならず、鹿児島県、奄美大島、奄美群島の他自治体において宿泊税に関する議論が深まることを期待する。
- (2) 宿泊税徴収によって確保された財源で世界自然遺産の保全と活用に係る全ての経費を賄うのではなく、行政として補助金や協力金など財源確保の努力を絶えず行っていただきたい。
- (3) 観光客に満足していただけるよう、観光施設の利便性の底上げなど維持管理に関する施策や補助事業が活用できない施策に用いることのできる財源を持つという考え方があつてもよい。
- (4) 宿泊税徴収によって確保される財源を用いて、自然の「再生」、文化の「修復」など、現状維持ではなく、価値が高まっていくような部分にもぜひ取り組んでいただきたい。

## 第8 終わりに(まとめ)

本検討委員会は、奄美市が世界自然遺産の価値を「人類共通の財産」として維持することのみならず、幅広な視点で価値を高める取組を継続的に実施し、来訪者の満足度向上と地域活性化の好循環に向けた取組を推進するための新たな財源を確保する必要性があることを確認した。そのうえで、多様な視点から、財源確保のための具体的な方策、財源確保の目的及び確保された財源の使途について検討するとともに、財源確保のための具体的な制度案を策定した。

これまでの会議における議論の内容を踏まえ、本検討委員会では以下のとおり提言する。

1. 本市が有する世界自然遺産の価値を「人類共通の財産」として維持することに加え、幅広な視点で価値を高める取組を継続的に実施するためには、全国的にみても導入事例が多く存在し、安定的かつ継続的な財源の確保が見込める宿泊税の徴収による新たな財源確保の方策を制度化することが妥当と考える。
2. 宿泊税の使途となる施策については、本報告書の第3の2「世界自然遺産に関する新たな財源導入の目的と新たに確保する財源の使途」を踏まえ、次の点に十分留意しつつ、施策の方向性や優先順位を明確にした上で取り組む必要がある。

①宿泊税は、「世界自然遺産の価値を高め、来訪者の満足度向上と地域活性化の好循環を生み出す」ことを大きな方針として、奄美市の自然環境や観光動向、経済状況等の変化に対応しながら、効果的な施策に充当すること。
②基本的に、新規及び既存事業の拡充を中心に充当することとし、既存事業の単なる振替とならないよう努めること。
③納税者や関係事業者、市民等に対して使途の内容に関するわかりやすい説明、情報発信をしっかりと行っていくこと及び宿泊税の効果の検証を確実に実施すること。

3. 宿泊税徴収に係る制度設計にあたり、その課税要件については、各項目の要件、考え方を示した本検討委員会案のほか、奄美市の自然環境や観光を取り巻く状況、関係事業者の意見等も踏まえ、内容を更に精査した上で決定することを求める。
4. 引き続き、関係事業者への意見聴取などを十分に行うとともに、納税者となる宿泊者への周知広報に努めるなど、宿泊税の徴収について、広く社会の理解を得る努力を続け、その導入時期も含め、導入についての決定及び制度構築を行うことを求める。また、宿泊税徴収に係る制度設計に際しては、特別徴収義務者の負担を最小限に留めるよう配慮すべきことも求める。

5. 宿泊税の徴収によって確保される財源を一般財源と区分するため、また、コロナ禍のような不測の事態や、緊急的な実施が本市の世界自然遺産の保護、観光にとって有効であると判断される事業に対応する財源として、これを原資とする基金の設置についても前向きに検討されたい。

以上の提言を踏まえた上で、宿泊税を徴収することによって確保される財源が、世界自然遺産に係る施策の原資として、効果的に活用されれば、世界自然遺産の価値向上のための取組や新たなサービスの提供、来訪者の増加による宿泊税の增收が見込まれ、最終的には奄美地域のさらなる活性化に向けた好循環が生まれることが期待される。

したがって、世界自然遺産登録に伴う来訪者増加に対応するために必要な、新たな行政需要に適切に対応するため、法定外目的税として、持続的な財源となり得る宿泊税徴収の制度を奄美市において導入することは適当であると考える。また、宿泊税によって確保された財源を活用した施策の検討や実施等にあたっては、奄美市、民間事業者及び市民等が連携し、世界水準のデスティネーション（旅行目的地）にふさわしい地域となるよう、たゆまぬ努力を続けていっていただきたい。

最後に、本検討委員会の調査検討に際しご協力いただいた関係者の皆様方に厚く御礼申し上げる。

令和7年3月  
奄美市世界自然遺産に関する新たな財源創設検討委員会

# 第9 奄美市世界自然遺産に関する新たな財源創設検討委員会について

## I. 設置根拠

### 奄美市世界自然遺産に関する新たな財源創設検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 奄美大島が有する世界自然遺産の価値を「人類共通の財産」として維持することに必要な行政需要に恒久的に対応できる新たな財源を確保するため、市長の諮問を審議する「奄美市世界自然遺産に関する新たな財源創設検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、必要な事項を調査審議し、その結果を市長に答申する。

#### (組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者について、市長が任命する。

(1) 有識者

(2) 地元事業所

(3) 奄美市副市長

(4) 奄美市関係部長

#### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する答申が終了したときまでとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、選出は委員の互選で行う。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議等)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集し、委員長が議事を進行する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長は会議に諮って、非公開とすることができる。

4 委員は、やむを得ない場合は、委任状を付与して代理者を会議に出席させることができる。

#### (意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係する事業所等を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民環境部世界自然遺産課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。

2. 委員構成

令和5年度

所属・役職	氏名	備考
鹿児島大学法文学部教授	松田 忠大	委員長
奄美市政策アドバイザー 大正大学准教授	岩浅 有記	
奄美市議会議員	永田 清裕	
奄美大島商工会議所 副会頭	恵 枝美	
あまみ大島観光物産連盟	恒吉美智子/沖元真実	
奄美市副市長	諏訪 哲郎	
奄美市市民環境部長	島袋 修	
奄美市総務部長	濱田 洋一郎	
奄美市商工観光情報部長	平田 宏尚	

令和6年度

所属・役職	氏名	備考
鹿児島大学法文学部教授	松田 忠大	委員長
奄美市政策アドバイザー 大正大学准教授	岩浅 有記	
奄美市議会議員	永田 清裕	
奄美大島商工会議所 副会頭	恵 枝美	
あまみ大島観光物産連盟 事務局長	山田 春輝	
奄美市副市長	諏訪 哲郎	
奄美市市民環境部長	信島 賢誌	
奄美市総務部長	藤原 俊輔	
奄美市商工観光情報部長	麻井 庄二	